



# コモンズ30ファンド

## 【投資信託説明書(交付目論見書)】

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式一般))	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、以下の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ・この目論見書により行う《コモンズ30ファンド》の受益権の募集について、発行者であるコモンズ投信株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年3月31日に関東財務局長に提出しており、平成26年4月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成26年10月17日に関東財務局長に提出しております。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前にお客さま(受益者)にご意向を確認させていただきます。
- ・ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、以下委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

**コモンズ投信株式会社**

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第2061号

設立年月日: 2007年11月6日

資本金: 5億1,233万6,250円

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 107億円

(資本金、運用純資産総額は2014年8月末現在)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

**株式会社りそな銀行**

【照会先】コモンズ投信株式会社

【ホームページ】<http://www.common30.jp/>

【コールセンター】03-3221-8730

【受付時間】9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、お客さま(受益者)の長期的な資産形成に貢献するため、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。

## ファンドの特色

「コモンズ30ファンド」は、30年という世代間を超える目線で企業を調査し、世界の成長を取り込める企業を中心に30銘柄程度へ集中投資を行います。

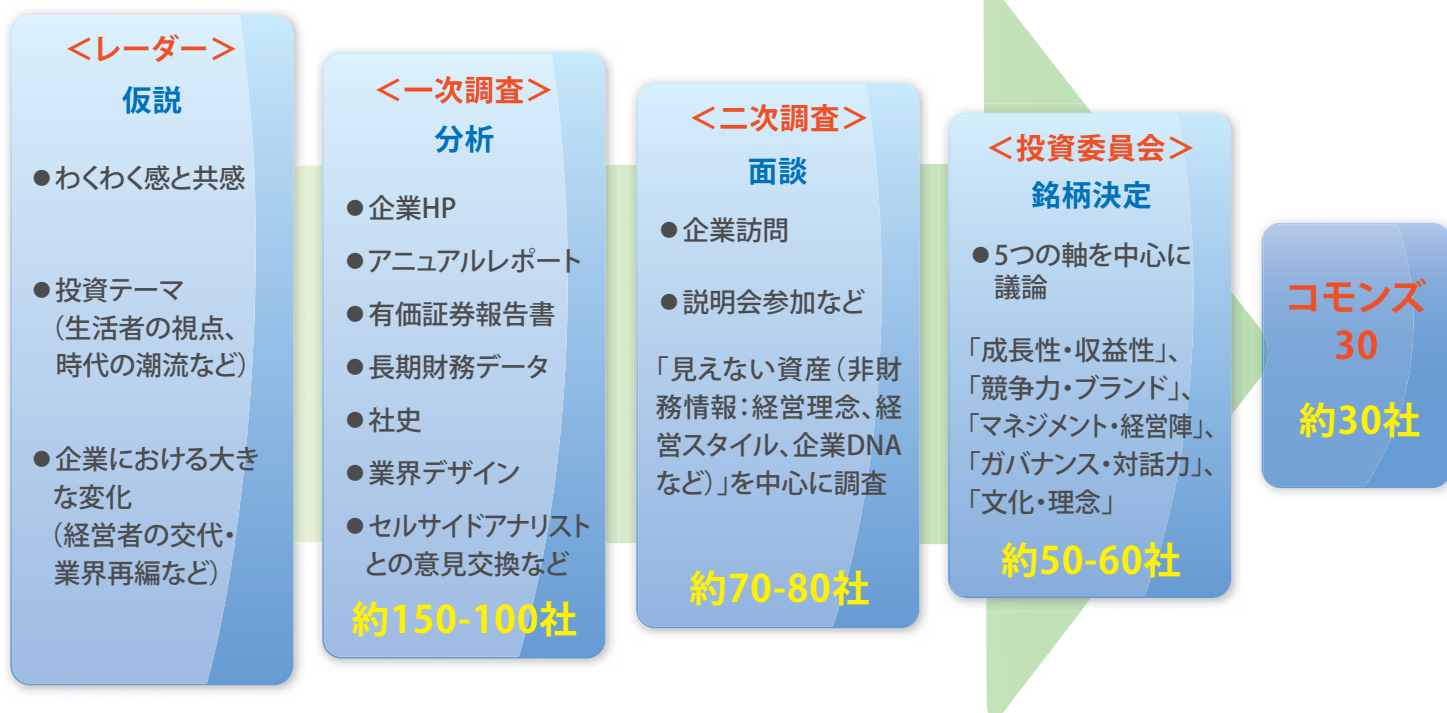
### 1. コモンズ30ファンドの長期投資の目線は一世代を象徴する「30年」です

投資からのリターンは、本来、企業が創造した価値の配分です。そのため、企業が価値創造する時間の少ない短期投資よりも、企業の長期的な価値創造とともに歩む長期投資のほうが、お客さま(受益者)にとってもその配分を享受できる機会が多いと考えます。短期的な株価の変動ではなく、長期的な視点で企業の価値を追求していきます。

### 2. コモンズ30ファンドは、少数精鋭の30銘柄程度に集中投資を行います

当ファンドは30銘柄程度に厳選投資を行いますので、上場企業の中から1%弱まで企業を絞り込むこととなります。一方で、30銘柄程度あればリスク分散効果も得られると考えていますし、お客さま(受益者)にとっても投資信託の中身が把握しやすくなることは大切だと思っています。

#### 投資対象選定のプロセス



### 3. コモンズは、「対話」を大切にしています

私たちは、お客さま(受益者)と投資先企業の交流セミナーにも積極的に取り組んでいきます。お客さま(受益者)には、ご自身の資産の投資先と対話ができることで安心感と同時に企業を応援する楽しさを感じていただき、企業には消費者でもあるお客さま(受益者)との対話で企業価値の創造につなげていただくことを期待しています。

## 4. 直接販売によりコモン・グランド(共有地)をつくりたいと考えています

直接販売を行うことで、私たちは、お客さま(受益者)の声を直接うかがえ、また、お客さま(受益者)には商品の生産者である私たちの顔が見えます。そして、お互いに顔と顔が見える関係により、ソーシャルコミュニティの場となる「コモン・グランド(共有地)」を築きたいと考えています。このコモン・グランドは、「お客さま(受益者)と、投資先にもなる企業との双方向的対話」の場でもあります。また、私たちの趣旨にご賛同いただいた指定販売会社のお客さま(受益者)にもこの「コモン・グランド」にご参加いただきたいと思いますと考えております。

## 5. 信託報酬の一部を社会貢献に活用します

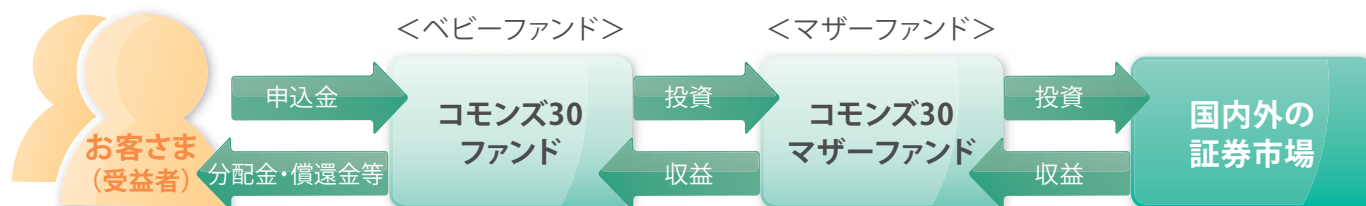
私たちは「三方よし(三方:お客さま(受益者)、コモンズ投信、社会)」というメッセージを明確に発信し実行していくために、信託報酬における毎年の当社収益分の一部を、お客さま(受益者)からの声を踏まえたうえで、次世代のために持続性ある社会を造ることにチャレンジする社会的活動・事業の支援プログラムに寄付をします。

\*平成22年より「コモンズ SEED Cap(社会起業家応援プログラム)」をスタートしています。

## ファンドの仕組み

当ファンドは「コモンズ30マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金を、マザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

※お客さま(受益者)が購入されるのはベビーファンドとなります。



- \* 当ファンドは、マザーファンドのほか、株式等に直接投資する場合があります。
- \* マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。
- \* 分配金は、税引き後、再投資されます。

## ■ 分配方針

毎決算時(原則として毎年1月18日(休日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

### ① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

### ② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、収益分配を行わないこともあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

\* 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は、所得税および地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、お客さま(受益者)の当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。

## ■ 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。



# ファンドのリスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客さま(受益者)の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客さま(受益者)に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

お客さま(受益者)には、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

価格変動リスク	当ファンドは実質的に国内外の株式を組入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割込むことがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行えない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。
為替変動リスクおよび カントリーリスク	外貨建資産を組入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、当ファンドの基準価額が大きく変動するリスクがあります。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6に定める「書面による契約の解除」(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは30銘柄程度に集中投資を行うため、他のファンドに比べ1銘柄が全体に及ぼす影響が大きくなる傾向にあります。そのため、各種リスクが比較的高くなる可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンド受益証券を投資対象とする他の投資信託に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果としてマザーファンドの組入有価証券の売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。



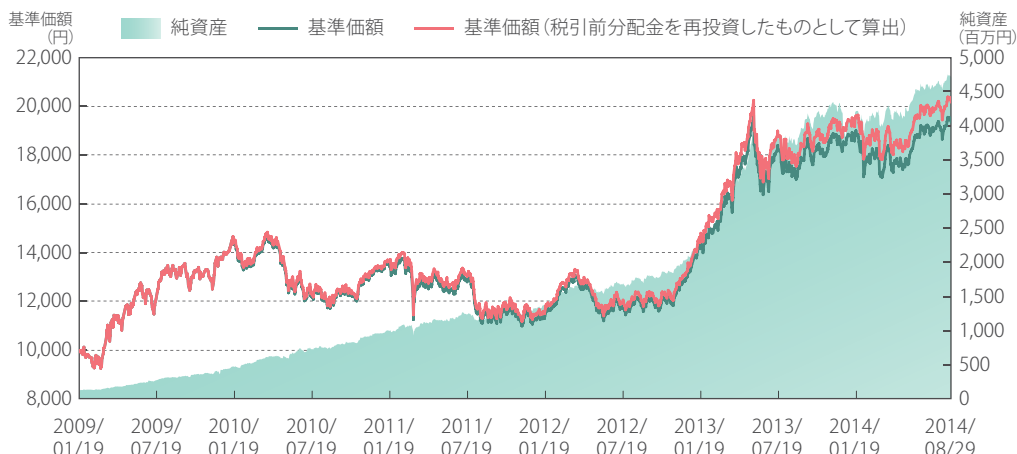
当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

## リスクの管理体制

- ① 総務管理部は、投資信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等に係る管理を行います。必要と認められる場合、総務管理部は、運用部に対して是正勧告を行います。
- ② 総務管理部は、投資信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜投資委員会に報告します。投資委員会は、運用リスクの調査・分析を行い、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行います。

※ 上記体制は2014年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ■ 基準価額と純資産の推移 (2009年1月19日(当初設定日)～2014年8月29日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)および、その他費用・手数料控除後の1万口当たりの値です。

## ■ 分配の推移

決算期	分配金
2010年1月	¥120
2011年1月	¥130
2012年1月	¥0
2013年1月	¥200
2014年1月	¥200
—	—

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

## ■ 主要な資産の状況 (2014年8月29日現在)

### ▶ 資産別構成

資産分配	
資産	純資産比率
株式	95.1%
その他資産	4.9%
合計	100.0%

※当ファンドの実質組入比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

### ▶ 業種別比率の上位

業種別比率	
業種	純資産比率
化学	22.6%
機械	20.1%
電気機器	10.2%
サービス業	9.3%
卸売業	6.7%

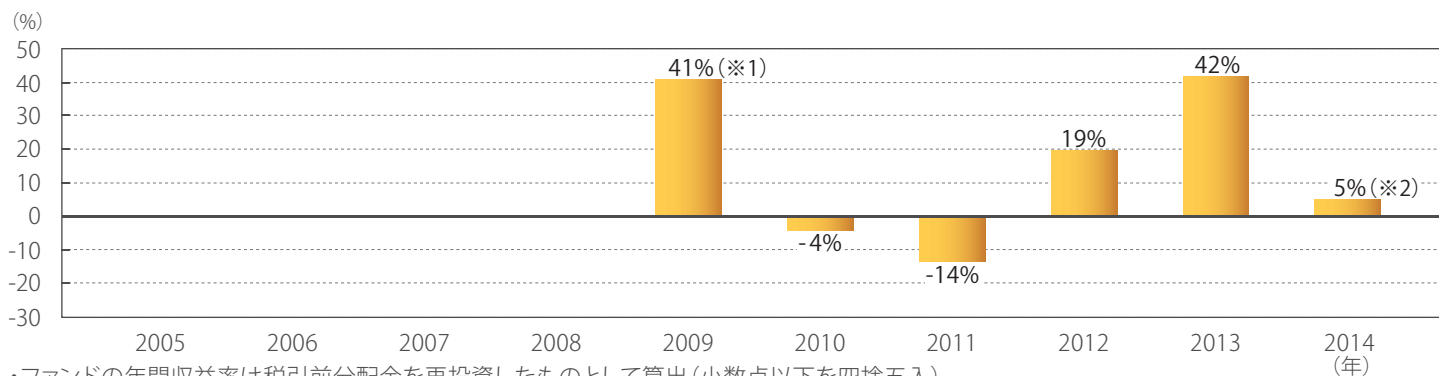
※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

### ▶ 組入上位10銘柄

銘柄名	業種	比率
ユニ・チャーム	化学	3.5%
旭化成	化学	3.5%
東レ	繊維製品	3.5%
日東電工	化学	3.5%
ヤマトホールディングス	陸運業	3.5%
味の素	食料品	3.5%
シスメックス	電気機器	3.4%
ダイキン工業	機械	3.4%
堀場製作所	電気機器	3.4%
クボタ	機械	3.4%

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと算出(小数点以下を四捨五入)

※1 2009年は設定日(2009年1月19日)から年末までのファンドの年間収益率

※2 2014年は年初から8月末までのファンドの年間収益率

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	購入・換金ともに原則毎営業日の午後3時までです。午後3時を過ぎてのお申込みは、翌営業日のお申込みとして取扱います。
購入の申込期間	2014年4月1日から2015年3月31日までとします。 (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	お客さま(受益者)は、原則として1日あたり5億円を超える換金(解約)請求はできません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消す場合があります。
信託期間	無期限(2009年1月19日設定)
繰上償還	当ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。
決算日	毎年1月18日(休業日のときは、翌営業日を決算日とします。)
収益分配	毎決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。当ファンドは分配金再投資専用です。よって、分配金は税金が差引かれた後、自動的に再投資されます。なお、収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託金の限度額	3,000億円です。
公告	原則として、 <a href="http://www.common30.jp/">http://www.common30.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じてお客さま(知れている受益者)に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用

### ■ お客さま(受益者)が直接的に負担する費用

購入申込手数料	1. 委託会社の場合 <u>購入申込手数料は、ありません。</u>
	2. 委託会社の指定した販売会社の場合 <u>販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。</u>
信託財産留保額	<u>ありません。</u>

### ■ お客さま(受益者)が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の表にしたがった信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬の総額、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社との間の配分は次のとおりとなります。  
 ※信託報酬は、毎計算期間の最初の3ヶ月終了日(当該日が休業日の場合には翌営業日とします。以下同じ)、6ヶ月終了日、9ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとします。

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額	実質的な負担	配分		
			委託会社	販売会社	受託会社
300億円まで	年率(消費税込)	1.2420%	0.5940%	0.5940%	0.0540%
300億円を超える部分	年率(消費税込)	1.1340%	0.5400%	0.5400%	0.0540%
500億円を超える部分	年率(消費税込)	1.0152%	0.4860%	0.4860%	0.0432%
1,000億円を超える部分	年率(消費税込)	0.9072%	0.4320%	0.4320%	0.0432%
3,000億円を超える部分	年率(消費税込)	0.7884%	0.3780%	0.3780%	0.0324%

その他費用・手数料  
 当ファンドに組み入れる有価証券等を売買する際の売買委託手数料およびこれに係る消費税等相当額などの実費が投資信託財産より控除されます。また、目論見書・運用報告書等作成費用、監査費用、信託事務に要する諸費用等として、純資産総額の0.108%(消費税込)を上限として投資信託財産より控除されます。

※上記の費用、手数料等の合計額については運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人のお客さま(受益者)の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換金(解約)時および償還時	所得税、復興特別所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)



※法人の場合は上記と異なります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は2014年8月末現在の税法によるものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



# 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## ■ 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、当ファンドの設定・運用および販売に関する事務を行います。

## ■ 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引が行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投信取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お申込みされたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面(取引報告書)を郵送または電磁的方法により、お客さま(受益者)にお送りします。
- ・お取引をされたお客さま(受益者)には、お客さま(受益者)のお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を、3ヵ月(直近に「取引残高報告書」を作成した日から1年間、お客さま(受益者)との間でお取引が成立していない場合であって、投資信託の残高があるときは、1年を経過する日)ごとに作成し、郵送または電磁的方法により、お客さま(受益者)にお送りします。

## ■ 当社の概要

商号等	コモンズ投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2061号
本店所在地	東京都千代田区平河町二丁目4番5号 平河町Kビル
加入団体	一般社団法人 投資信託協会
資本金	5億1,233万6,250円(2014年8月末現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	2007年11月6日
お問合せ先	コモンズ投信株式会社 コールセンター TEL 03-3221-8730 受付時間 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
ホームページ	<a href="http://www.common30.jp/">http://www.common30.jp/</a>

## ■ 苦情および紛争解決措置

当社は、上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決の斡旋等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業者等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

※契約締結前交付書面は、投資信託説明書(交付目論見書)の一部を構成するものではありません。  
また、この情報は、投資信託説明書(交付目論見書)の記載情報ではありません。